

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成29年度
計画主体	安来市

安来市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 農林水産部農林振興課
所在地 安来市伯太町東母里580番地
電話番号 0854-23-3338
FAX番号 0854-23-3382
メールアドレス shinkou@city.yasugi.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ヌートリア③タヌキ④キツネ⑤アナグマ ⑥ニホンザル⑦カラス⑧カワウ⑨ウソ⑩サギ類⑪ニホンジカ
計画期間	平成29年度～31年度
対象地域	島根県安来市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする

2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
①イノシシ	水稻、野菜、果樹	900万円	25ha
②ヌートリア	水稻、野菜、果樹	46万円	10ha
③タヌキ	野菜、果樹	17万円	1ha
④キツネ	鳥（養鶏）	—	—ha
⑤アナグマ	野菜、果樹	10万円	1ha
⑥ニホンザル	野菜、果樹	—	—ha
⑦カラス	野菜、果樹	81万円	33ha
⑧カワウ	魚（アユ・ドジョウ等）	—	—ha
⑨ウソ	花木	—	—ha
⑩サギ類	水稻、魚（アユ・ドジョウ等）	3万円	1ha
⑪ニホンジカ	果樹、造林木	—	—ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積、（被害面積については水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

被害のほとんどを占めるイノシシについては、少雪の翌春に出没数、被害量とも増加する傾向にあり、近年は暖冬傾向にあることから、特に中山間地の被害が甚大である。市に寄せられる被害報告も約75%は広瀬、伯太地域からとなっている。

ヌートリアは、中海及び飯梨川、伯太川水系の下～中流域を中心に水稻・野菜の被害が発生しており近年は上流域に被害・生息とも拡大傾向にある。

タヌキ、アナグマは中山間地での農作物被害だけでなく、平野部での住宅侵入が増えており、生活環境に係る被害の拡大が懸念されている。

ニホンザルは中山間地だけでなく平野部や住宅地でも目撃情報が年に数件あり、生息範囲の拡大に注意が必要である。

鳥害については、サギ類の被害は減少傾向にあるが、カラスによる果樹の被害が特に島田地区で拡大傾向にある。

ニホンジカは、出没情報のみで被害の報告は無いが、県内他市町の状況から今後、特に造林木等、山林での被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
全対象鳥獣	1,000万円 58ha	700万円 40ha (目標面積：28年度*70%)

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

3 表の現状値 = (H26年度 + H27年度 + H28年度 (見込み)) / 3

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①安来市猟友会への捕獲委託、イノシシ捕獲に対する補助により捕獲活動を支援 ②安来市鳥獣被害防止対策協議会による捕獲機材の整備 ③食肉加工施設によるイノシシの処理	①猟友会駆除班の高齢化、 担い手不足 ②機材の管理、更新の費用確保 ③施設の維持管理、食肉の販路確保
防護柵の設置等に関する取組	市による防護柵等購入費用に対する補助	緩衝帯の設置や放置果樹の除去等、周辺環境の整備

(注) 1 計画対象地域における、直近3カ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

■被害防止対策

○捕獲対策

鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。

被害防止のため、集落を単位とした総合的な対策を基本とし、被害対策が指導できるリーダーを育成し捕獲対策、被害防止対策を実施するよう努める。また、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図り、効果的に捕獲対応できる体制の整備を図る。

○防除対策

被害多発発生集落においては、侵入防止柵の設置を積極的に推進する。

被害防止対策と捕獲対策に加え、周辺集落の未収穫農作物の放置を行わないなどの環境整備に努めるよう周知を行い、広域的、組織的な被害防止体制の確立を目指す。また、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施する。

■生息環境管理

○緩衝帯の設置

集落において侵入防止柵等の適切な管理を行うとともに鳥獣を集落に近づけないため里地・里山の整備・管理を行うよう周知を図る。

○放置果樹の除去

鳥獣を集落に近づけないため放置果樹の除去を行うよう周知を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

安来市獣友会駆除班により対象鳥獣の捕獲を行う。併せて安来市鳥獣被害対策実施隊により人命等に危険が及ぶおそれのある時に緊急対応できる体制を継続する。

(注) 1 対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	全対象鳥獣	安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に捕獲機材の導入を進め捕獲の効率化を図るとともに新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。 個人、集落単位での自衛活動を推進するため、侵入防止柵等の設置を支援する。
30年度	全対象鳥獣	安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に捕獲機材の導入を進め捕獲の効率化を図るとともに新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。 個人、集落単位での自衛活動を推進するため、侵入防止柵等の設置を支援する。
31年度	全対象鳥獣	安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に捕獲機材の導入を進め捕獲の効率化を図るとともに新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。 個人、集落単位での自衛活動を推進するため、侵入防止柵等の設置を支援する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産物への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画数とする。 特に被害が拡大しているイノシシ、ヌートリアは積極的な捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
キツネ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス	150羽	150羽	150羽
カワウ	30羽	30羽	30羽
ウソ	10羽	10羽	10羽
サギ類	15羽	15羽	15羽
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

(注) 1 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシについては、安来市猟友会駆除班により、非狩猟期を中心に効果的・効率的な捕獲に努める。なお、被害の増加している地域では狩猟期にも積極的な捕獲を行う。
ニホンザルについては、花火等による追い払いを中心とするが、住宅地等の出没により人的被害が懸念される場合はネット等による捕獲を行う。
タヌキ・キツネ・ヌートリア・アナグマについては、箱わな等のわなを中心に捕獲を行う。
鳥類については、被害防止のため銃器による捕獲に努めると共に大型箱わなの整備を進める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場所は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号、以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 5 km トタン 1 km	ワイヤーメッシュ 5 km トタン 1 km	ワイヤーメッシュ 5 km トタン 1 km

※個人、営農団体等に対して購入費用の補助を行うことで整備を進める

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	全般	緩衝帯の整備や放置果樹等の除去等について啓発を行うとともに、鳥獣の誘引物がないか鳥獣被害対策実施隊を中心に見回りを行う。 鳥類に対しては防護網や爆音機等の設置を推進する。
30年度	全般	緩衝帯の整備や放置果樹等の除去等について啓発を行うとともに、鳥獣の誘引物がないか鳥獣被害対策実施隊を中心に見回りを行う。 鳥類に対しては防護網や爆音機等の設置を推進する。

31年度	全般	緩衝帯の整備や放置果樹等の除去等について啓発を行うとともに、鳥獣の誘引物がないか鳥獣被害対策実施隊を中心に見回りを行う。 鳥類に対しては防護網や爆音機等の設置を推進する。
------	----	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

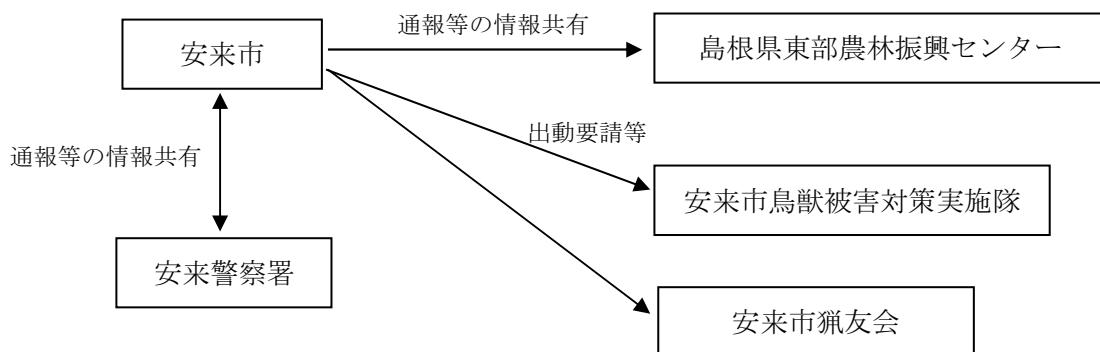
構成機関等の名称	役割
安来市	関係機関との連絡調整 学校等への周知、有線放送等による住民周知
島根県東部農林振興センター	有害鳥獣の防除・捕獲体制に関する助言
安来警察署	現場での広報、避難誘導
安来市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
安来市獣友会	対象鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、獣友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安来市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
安来市	事務局の運営、関係機関との連絡調整
安来市獣友会	有害鳥獣の捕獲体制に関する助言
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の提供及び助言
島根県東部農業共済組合	被害情報の提供及び助言
島根県農業協同組合やすぎ地区本部	営農活動における被害状況の把握と確認
島根県東部農林振興センター	有害鳥獣対策に係る情報提供、助言及び支援
安来農林振興協議会	営農活動における被害状況の把握と確認
島根森林管理署	情報提供及び助言
安来市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲に関する助言

※安来市鳥獣被害防止対策協議会は平成21年2月26日に設立

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
なし	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項

獵銃所持許可を受けた者30名で構成

※安来市鳥獣被害対策実施隊は平成21年7月1日に設置

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に狩猟免許取得者を増やすための支援を行い、担い手確保と体制強化に努める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

既存の加工施設を活用して食肉の生産を進めるとともに、関係機関と連携して販路拡大に努める。

また、飼料等への利用も検討を行う。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策実施隊の体制強化と担い手確保のため、特に銃の狩猟免許取得の促進及び技術向上に努める。

イノシシ肉等の食品利用を推進する人材育成のため、食肉加工グループの研修会等への参加を促す。

(注) 食品としての利用等に係る人材育成を図るための措置や被害防止のための取組において、市民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこと等を踏まえて幅広に記載する。